

暮らしの情報箱

はがきや FAXなどの 記入例

- ①催しなどの名称
- ②〒住所
- ③氏名(ふりがな)
- ④年齢(学年)
- ⑤電話番号
- ⑥その他 必要事項

福祉

養育費に関する公正証書など 作成費用助成

養育費の取り決めに関する公正証書の作成や家庭裁判所への調停申し立てなどの費用の一部を助成します(上限3万円)。詳細は区HPをご覧ください。

☑区内在住のひとり親家庭
 ①問合せ先へ事前相談の上、申請書(問合せ先で配布。区HPからも出力可)を郵送か持参

☑福祉管理課調整担当
 ☎5744-1244 FAX5744-1520

いきいき高齢者入浴証「ゆ〜体験」

11月までに「ゆ〜体験」をご利用いただいた方には、令和7年度の入浴証を郵送します。 ※令和6年度に新規申請した方には、利用の有無にかかわらず、令和7年度の入浴証を郵送します

☑高齢福祉課高齢者支援担当
 ☎5744-1252 FAX5744-1522

福祉有償運送をご利用ください

NPO法人などが有償で行う移送サービスです。詳細は区HPをご覧ください。ボランティア運転協力員も募集中です。
 ☑要介護・要支援認定を受けている、障がいがあるなど、1人で公共交通機関を利用することが難しい方

☑福祉管理課調整担当
 ☎5744-1721 FAX5744-1520

親族後見人交流会

弁護士、司法書士、社会福祉士を交えて、意見・情報交換を行います。
 ☑親族の成年後見人、保佐人、補助人の方
 日11月6日(水)午後1時30分～3時
 会大田区社会福祉センター
 定先着10名
 ①問合せ先へ電話
 ②(社福)大田区社会福祉協議会
 ☎3736-2022 FAX3736-5590

要介護認定者等の 障害者控除(所得税・住民税)の 認定基準の変更

7月1日から取扱基準を一部変更しました。認定基準日(原則、所得控除の対象となる年の12月31日)が令和6年6月30日以前のもは、改正前の取扱基準で認定します。

☑地域福祉課高齢者地域支援担当
 大森 ☎5764-0658 FAX5764-0659
 調布 ☎3726-6031 FAX3726-5070
 蒲田 ☎5713-1508 FAX5713-1509
 糀谷・羽田 ☎3741-6525 FAX6423-8838

心身障害者福祉手当

現在受給中の方で、令和5年中の所得が基準を超過している場合は、資格が喪失します。喪失となる方については11月以降に受給資格消滅通知書を送付します。所得基準を超過していた方で、令和5年中の所得が基準内となった場合は申請ができます。詳細は区HPをご覧ください。

※現在受給中の方は手続き不要です
 ●手当月額 4,500～17,500円

☑64歳以下で次のいずれかに該当する方
 ※施設入所者・所得基準超過者を除く

- ①身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～4度、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを所持
- ②脳性まひ・進行性筋萎縮症
- ③特殊疾病(難病医療費助成を受給など)

☑障害福祉課障害者支援担当
 ☎5744-1251 FAX5744-1555

介護・税

キャッシュレス納付が便利です

国税の納付は、金融機関や税務署などに行く必要がない「キャッシュレス納付」が大変便利です。自宅やオフィスからPC、スマートフォンで簡単に納付できます。詳細は、国税庁HPをご覧ください。

☑大森税務署 ☎3755-2111
 雪谷税務署 ☎3726-4521
 蒲田税務署 ☎3732-5151

10月31日は特別区民税・都民税・森林環境税(普通徴収)第3期の 納期限です

詳細は区HPをご覧ください。
 ●納付場所・方法
 ①問合せ先、特別出張所
 ②金融機関(ゆうちょ銀行含む)
 ③コンビニエンスストア(MMK設置店含む)
 ④インターネットバンキング、クレジットカード決済、バーコード決済

☑納税課収納推進担当
 ☎5744-1205 FAX5744-1517

介護保険料の納付書を 10月10日に郵送します

納期限までに金融機関などで納めてください。

☑①保険料を納付書で納めている方
 ②年金から保険料が引かれており、8月以降に保険料段階の変更があった方
 ☑介護保険課 FAX5744-1551(共通)
 保険料額=資格・保険料担当
 ☎5744-1491
 保険料の納付、口座振替=収納担当
 ☎5744-1492

年金

スマートフォンで 国民年金手続き

●マイナンバーカードをお持ちの方
 マイナポータルで日本年金機構へ申請
 ☑日本年金機構大田年金事務所
 ☎3733-4141

●マイナンバーカードをお持ちではない方
 国民年金に関する8つの手続きが、LoGoフォームを使用して大田区役所へ電子申請できます。詳細は区HPをご覧ください。
 ☑国保年金課国民年金係
 ☎5744-1214 FAX5744-1516

傍聴

教育委員会定例会

日①10月28日(月)午後2時②11月25日(月)午後2時③12月26日(木)午後3時から
 会ニッセイロマスクエア5階(蒲田5-37-1)

☑抽選で各16名
 ①当日会場へ ※手話通訳・要約筆記希望は開催日の7日前までに問合せ先へ電話かFAX(記入例参照。希望日時も明記)
 ☑教育総務課庶務係
 ☎5744-1422 FAX5744-1535

相談

9・10月は「行政相談月間」です

行政に関する要望、苦情などを行政相談員がお受けします。「行政苦情110番(☎0570-090110)」では、行政相談月間に限らずいつでも相談を受け付けています。

☑広聴広報課広聴担当
 ☎5744-1135 FAX5744-1504

行政書士による無料相談会

日10月24日(木)午前10時～午後4時
 会区役所本庁舎2階
 ①当日会場へ
 ☑広聴広報課広聴担当
 ☎5744-1135 FAX5744-1504

大田区生活再建・就労サポート センターJOBOTA(ジョボタ)

失業など、さまざまな理由から経済的に困り、生活・仕事・住まいのことなどでお悩みの方のための無料相談窓口です。詳細は問合せ先HPをご覧ください。

●相談日時 月～土曜、午前10時～午後6時 ※休日、年末年始を除く
 ●予約方法 窓口での相談は問合せ先へ電話かFAX(記入例参照)
 ☑JOBOTA(ジョボタ)
 ☎6423-0251 FAX6423-0261

子育て世帯の生活相談会

日常の困り事(住まい、仕事、家計など)を専門の相談員に相談できます。相談中はお子さんの一時預かりも可能です。

☑区内在住の子育て世帯の方
 日会①10月25日(金)=大森地域庁舎
 ②11月19日(火)=調布地域庁舎
 ③12月16日(月)=蒲田地域庁舎
 ※いずれも午後1時～4時
 ①当日会場へ
 ※問合せ先へ事前申し込みも可
 ☑JOBOTA(ジョボタ)
 ☎6423-0251 FAX6423-0261

中小企業融資あっせん相談(開業資金)

☑区内で開業する方
 日月～金曜(休日除く)、①午前9時～11時②午後1時～4時
 会産業プラザ
 ①問合せ先へ電話
 ☑産業振興課融資係
 ☎3733-6185 FAX3733-6159

こども

乳幼児ショートステイ

2歳未満のお子さんをお預かりする宿泊型のサービスです。保護者の方が休息をしたい場合にも利用できます。詳細は区HPをご覧ください。
 ☑区内在住で生後5日～2歳

未満の乳幼児
 ●利用施設 東京都済生会中央病院附属乳児院(港区三田1-4-17)
 費1日3,000円(例:1泊2日6,000円)
 ※最大6泊7日まで。同月内2回まで利用可。世帯の所得により減免制度有り
 定先着2名/日
 ①電子申請。問合せ先へ電話の上、申請書(区HPから出力)を郵送か持参も可。利用希望月の前月1日午前9時から受け付け
 ☑子育て支援課子育て支援事業調整担当
 ☎5744-1778 FAX5744-1525

外国籍のお子さんの 区立小・中学校への就学申し込み

2025年4月に区立小・中学校に入学を希望する外国籍のお子さんは、申し込みが必要です。10月上旬に就学案内を郵送します。

☑①小学校=2018年4月2日～2019年4月1日生まれのお子さん
 ②中学校=2012年4月2日～2013年4月1日生まれで区立小学校を卒業見込みの方
 ①問合せ先へ在留カードか特別永住者証明書を持参。10月21日締め切り
 ☑学務課学事係
 ☎5744-1429 FAX5744-1536

令和7年度小学校就学予定者 就学援助費(新入学用品費)

一定の所得に満たない世帯を対象に、小学校の入学準備にかかる費用の一部を支給します。10月下旬に対象者へ申請書を郵送します。詳細はお問い合わせいただくか区HPをご覧ください。

☑区内在住で令和7年度小学校入学予定のお子さんがいる保護者
 ☑学務課学事係
 ☎5744-1429 FAX5744-1536

「子育ての3つのヒント」講演会

☑区内在住か在学の小・中学生の保護者
 日11月13日(水)午前10時～正午
 会カムカム新蒲田
 定抽選で100名
 ①電子申請。11月4日締め切り
 ☑教育総務課教育地域力推進担当
 ☎5744-1447 FAX5744-1535

ひとり親医療証現況届の 提出と新規申請手続き

①現況届の提出
 ひとり親医療証を更新するための現況届を、該当の方(児童扶養手当受給者などを除く)へ10月上旬に送付します。10月31日までに提出してください。

②新規申請
 令和5年中の所得が所得限度額未満の方が申請できます。令和7年以降、所得限度額が引き上げられます。詳細はお問い合わせください。
 ☑子育て支援課児童育成係
 ☎5744-1274 FAX5744-1525

児童扶養手当の所得制限が 緩和されます

ひとり親を対象とした手当です。令和6年11月分から所得制限が緩和されます。
 ●受給資格がある方 特別な手続きは不要です。
 ●受給資格がない方 申請する場合は10月中にお手続きください。区HPで所得限度額などの詳細を確認できます。
 ☑子育て支援課児童育成係
 ☎5744-1274 FAX5744-1525